

令和2年度決算に基づく  
千葉市健全化判断比率等審査意見書

千葉市監査委員



千葉市長 神 谷 俊 一 様

千葉市監査委員	大 木 正 人
同	宮 原 清 貴
同	小松崎 文 嘉
同	麻 生 紀 雄

令和 2 年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された令和 2 年度決算に基づく千葉市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。



# 目 次

## 令和2年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の着眼点	1
第4	審査の主な実施内容	1
第5	審査の日程	1
第6	審査の結果	2
<b>【総括】</b>		
1	健全化判断比率	4
2	資金不足比率	5
3	まとめ	6
<b>【比率別状況】</b>		
1	健全化判断比率の状況	8
(1)	実質赤字比率	8
(2)	連結実質赤字比率	10
(3)	実質公債費比率	12
(4)	将来負担比率	14
2	資金不足比率の状況	16
(1)	資金不足比率	16

#### 表記に関する注意事項

- 1 実質公債費比率（単年度）は、算定の基礎となる事項を記載した書類では小数点以下第5位まで表示されるが、小数点以下第3位を四捨五入して表示した。
- 2 文中の金額は、原則として万円単位で表示し、単位未満を切り捨てた。

# 令和2年度決算に基づく千葉市健全化判断比率等審査意見

## 第1 審査の対象

- 1 令和2年度決算に基づく健全化判断比率
  - (1) 実質赤字比率
  - (2) 連結実質赤字比率
  - (3) 実質公債費比率
  - (4) 将来負担比率
- 2 令和2年度決算に基づく資金不足比率
- 3 上記各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

令和3年7月6日から同年8月4日まで

## 第3 審査の着眼点

国が作成した最新の「地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率に関するチェックポイント」を参考とした。

## 第4 審査の主な実施内容

審査は、千葉市監査基準に基づき実施し、審査の方法については、審査に付された算定書類について、算定根拠資料との照合を行うほか、関係職員からの説明を聴取するなどの方法により実施した。

## 第5 審査の日程

日付	内 容	
令和3年7月14日	概況説明の聴取	令和3年度第4回監査委員会議
令和3年8月4日	復命	令和3年度第5回監査委員会議

## 第6 審査の結果

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であると認められた。

### 令和2年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	11.8	128.8

### 令和2年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

病院事業	下水道事業	水道事業	農業集落排水事業	地方卸売市場事業	動物公園事業
—	—	—	—	—	—



【参考】

健全化判断比率等の算定対象となる会計

一般会計等 (8会計)	一 般 会 計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率・将来負担比率	
	一般会計等に属する特別会計 (7会計)	母子父子寡婦福祉資金貸付事業				
		霊園事業				
		都市計画土地区画整理事業				
		市街地再開発事業				
		公共用地取得事業				
		学校給食事業				
公債管理						
公営事業会計 (10会計)	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計(4会計)		※資金不足比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率・将来負担比率	
	公営企業会計 (6会計)	法適用企業 (3会計)				国民健康保険事業
						介護保険事業
						後期高齢者医療事業
		法非適用企業 (3会計)				競輪事業
						病院事業
						下水道事業
	公営企業会計 (6会計)	法非適用企業 (3会計)				水道事業
						農業集落排水事業
						地方卸売市場事業
動物公園事業		※資金不足比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率・将来負担比率		
一部事務組合(千葉県市町村総合事務組合)						
広域連合(千葉県後期高齢者医療広域連合)						

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定される。

【総括】

1 健全化判断比率

令和2年度決算に基づく健全化判断比率は、表1のとおりである。

表1 令和2年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：％、ポイント)

区 分	令和2年度	令和元年度	前年度増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率	11.8 (10.48)	12.9 (12.58)	△1.1 (△2.10)	25.0	35.0
将来負担比率	128.8	138.3	△9.5	400.0	

(注) 1 実質公債費比率の( )内の数値は、単年度の数値である。  
2 詳細については、p.8～15を参照。

実質赤字比率は、前年度と同様に一般会計等における実質収支が黒字となったため、当該比率は発生しない。

連結実質赤字比率は、前年度と同様に全会計における連結実質収支が黒字となったため、当該比率は発生しない。

実質公債費比率は11.8％で、前年度と比較すると1.1ポイントの改善である。

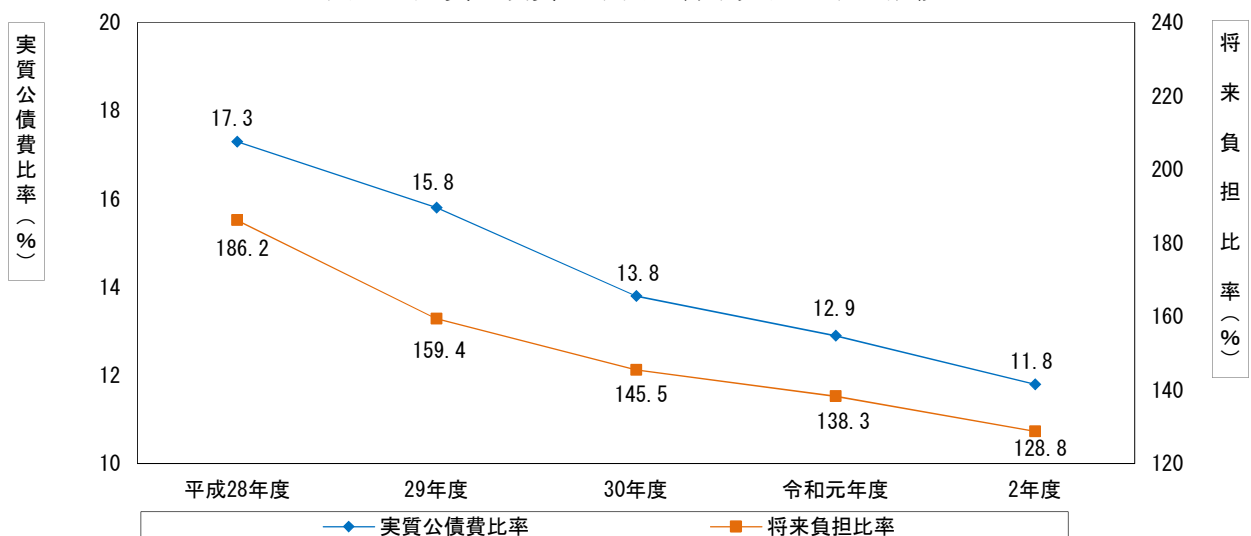
なお、単年度の比率は10.48％で、前年度と比較すると2.10ポイントの改善である。主な理由は、地方債の元利償還金が減少したことによるものである。

将来負担比率は128.8％で、前年度と比較すると9.5ポイントの改善である。主な理由は、充当可能基金額が増加したことによるものである。

いずれの比率においても早期健全化基準を下回る結果となっている。

なお、実質公債費比率及び将来負担比率の推移は、図1のとおりである。

図1 実質公債費比率及び将来負担比率の推移



## 2 資金不足比率

令和2年度決算に基づく各公営企業会計における資金不足比率は、表2のとおりである。

表2 令和2年度決算に基づく各公営企業会計における資金不足比率

(単位：%、ポイント)

区 分	令和2年度	令和元年度	前年度増減	経営健全化基準
病 院 事 業	—	—	—	20.0
下 水 道 事 業	—	—	—	
水 道 事 業	—	—	—	
農業集落排水事業	—	—	—	
地方卸売市場事業	—	—	—	
動物公園事業	—	—	—	

(注) 詳細については、p. 16、17を参照。

各公営企業会計における資金不足比率は、前年度と同様に資金の不足額がないため、当該比率は発生しない。

### 用語説明

#### 早期健全化基準

自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準であり、比率のいずれかが基準以上である場合には、財政健全化計画を定めることとなる。

#### 財政再生基準

国等の関与により計画的に財政の再生を図るべき基準であり、将来負担比率を除く比率のいずれかが基準以上である場合には、財政再生計画を定めることとなる。

#### 経営健全化基準

自主的かつ計画的に経営の健全化を図るべき基準であり、比率が基準以上である場合には、経営健全化計画を定めることとなる。

### 3 まとめ

#### (1) 健全化判断比率

##### ア 比率の状況

実質赤字比率は、一般会計等における実質収支が黒字となったため、当該比率は発生しない。  
連結実質赤字比率は、全会計における連結実質収支が黒字となったため、当該比率は発生しない。

また、実質公債費比率は11.8%で、前年度と比較して1.1ポイントの改善、将来負担比率は128.8%で、前年度と比較して9.5ポイントの改善であり、いずれの比率においても早期健全化基準を下回る結果となっている。

##### イ 意見

実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも、「第3期財政健全化プラン（平成30年度～令和3年度）」における令和2年度の見込みを下回っており、今後も建設事業債等残高の適正規模を維持するとともに、基金からの借入残高の削減を着実に進めたい。

#### (2) 資金不足比率

##### ア 比率の状況

資金不足比率は、いずれの公営企業会計においても資金の不足額がないため、当該比率は発生しない。

##### イ 意見

病院事業、下水道事業及び水道事業の法適用企業においては、今後も施設等の整備・更新などに多額の資金需要が見込まれることから、財源の確保に留意しつつ、経営基盤の強化に一層努められたい。

表3 法適用企業における資金剰余額の推移

(単位：千円)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
病 院 事 業	△23,060	△142,569	849,372	1,563,479	2,923,569
下 水 道 事 業	2,209,284	2,963,441	2,317,554	1,797,378	963,723
水 道 事 業	92,568	103,338	127,190	137,899	144,040

(注) 1 資金剰余額とは、資金不足額の正負の符号を逆にしたものである。

2 資金不足額の算定式は、p.16の2(1)アを参照。

#### (3) むすび

実質公債費比率や将来負担比率は着実な改善が見られ、資金不足比率も発生していない。

しかしながら、少子超高齢社会の進展や公共施設整備等に係る経費の増加が見込まれる中、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響が極めて不透明であり、税込減や財政調整基金の取崩し額の増加も懸念され、健全化判断比率等の各種財政指標が悪化する可能性がある。

このような厳しい状況ではあるが、国費等を最大限活用するなど、あらゆる歳入確保の取組を推進するとともに、引き続き、事業の選択と集中により歳出を抑制することで、将来を見据えた安定的な財政運営を進められることを要望する。



## 【比率別状況】

### 1 健全化判断比率の状況

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

#### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表す指標であり、一般会計等の実質赤字額がマイナスとなる場合は、当該比率は発生しない。

#### ア 実質赤字比率の算定

実質赤字比率の算定式は、次のとおりで、一般会計等における実質収支が黒字となり、実質赤字額がマイナスとなったことから、実質赤字比率は発生しない。

$$\text{実質赤字比率} \quad [ - ] = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} [\Delta 5,721,085 \text{千円}]}{\text{標準財政規模} [254,976,902 \text{千円}]}$$

#### イ 実質赤字比率の前年度比較

実質赤字比率は、表4のとおり前年度と同様に発生しない。

表4 実質赤字比率の前年度比較

(単位：%、ポイント)

区 分	令和2年度	令和元年度	前年度増減
実質赤字比率	—	—	—

#### ウ 実質赤字比率の算定内訳

一般会計等の実質赤字額は、表5のとおりである。

表5 一般会計等の実質赤字額

(単位：千円)

区 分	歳入総額 a	歳出総額 b	形式収支額 c = a - b	翌年度に繰り 越すべき財源 d	令和2年度 実質収支額 e = c - d	令和元年度 実質収支額 f	増減額 e - f
一 般 会 計	576,771,399	570,188,708	6,582,691	861,606	5,721,085	5,838,876	△117,791
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	413,081	199,929	213,152	213,152	0	0	0
霊園事業	758,399	758,399	0	0	0	0	0
都市計画土地区画整理事業	597,043	538,570	58,473	58,473	0	0	0
市街地再開発事業	1,049,963	1,049,963	0	0	0	0	0
公共用地取得事業	1,084,620	1,084,620	0	0	0	0	0
学校給食事業	8,378,465	8,378,465	0	0	0	0	0
公債管理	127,532,675	127,532,675	0	0	0	0	0
合 計	716,585,645	709,731,329	6,854,316	1,133,231	5,721,085	5,838,876	△117,791

実質赤字額	△5,721,085	△5,838,876	117,791
-------	------------	------------	---------

一般会計等の実質赤字額は、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額が57億2,108万円となったことから、△57億2,108万円である。

実質赤字額を前年度と比較すると1億1,779万円増加しているが、これは一般会計の実質収支額が減少したことによるものである。

標準財政規模は、表6のとおりである。

表6 標準財政規模

(単位：千円)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減 額
標準税収入額等	227,947,873	216,800,914	11,146,959
普通交付税交付額	12,363,931	12,590,883	△226,952
臨時財政対策債発行可能額	14,665,098	17,714,857	△3,049,759
標準財政規模	254,976,902	247,106,654	7,870,248

標準財政規模は、普通交付税の算定における標準税収入額等、普通交付税交付額及び臨時財政対策債発行可能額を合算したもので、2,549億7,690万円である。

標準財政規模を前年度と比較すると78億7,024万円増加しているが、これは主に標準税収入額等が増加したことによるものである。

**用語説明**

**標準財政規模**

地方公共団体における一般財源の標準的な規模を示すものであり、普通交付税の算定における標準税収入額等（市税、地方譲与税など）、普通交付税交付額及び臨時財政対策債発行可能額を合算したもの

**臨時財政対策債発行可能額**

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債の発行可能額

## (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全18会計を対象とした連結実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表す指標であり、連結実質赤字額がマイナスとなる場合は、当該比率は発生しない。

### ア 連結実質赤字比率の算定

連結実質赤字比率の算定式は、次のとおりで、全会計における連結実質収支が黒字となり、連結実質赤字額がマイナスとなったことから、連結実質赤字比率は発生しない。

$$\text{連結実質赤字比率} \quad [ - ] = \frac{\text{連結実質赤字額} [\Delta 11,410,656 \text{千円}]}{\text{標準財政規模} [254,976,902 \text{千円}]}$$

### イ 連結実質赤字比率の前年度比較

連結実質赤字比率は、表7のとおり前年度と同様に発生しない。

表7 連結実質赤字比率の前年度比較

(単位：%、ポイント)

区 分	令和2年度	令和元年度	前年度増減
連結実質赤字比率	—	—	—



## ウ 連結実質赤字比率の算定内訳

連結実質赤字額は、表8のとおりである。

表8 連結実質赤字額

(単位：千円)

区 分		実質収支額又は資金剰余額		増 減 額	
		令和2年度	令和元年度		
一 般 会 計 等 (8会計) a		5,721,085	5,838,876	△117,791	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計 (4会計) b	国民健康保険事業	999,899	756,826	243,073	
	介護保険事業	524,831	830,523	△305,692	
	後期高齢者医療事業	18,849	23,501	△4,652	
	競 輪 事 業	114,660	125,260	△10,600	
	小 計	1,658,239	1,736,110	△77,871	
公営企業会計 (6会計) c	法適用企業 (3会計)	病 院 事 業	2,923,569	1,563,479	1,360,090
		下 水 道 事 業	963,723	1,797,378	△833,655
		水 道 事 業	144,040	137,899	6,141
	法非適用企業 (3会計)	農 業 集 落 排 水 事 業	0	0	0
		地 方 卸 売 市 場 事 業	0	0	0
		動 物 公 園 事 業	0	0	0
小 計		4,031,332	3,498,756	532,576	
合 計 a + b + c		11,410,656	11,073,742	336,914	
連 結 実 質 赤 字 額		△ 11,410,656	△ 11,073,742	△336,914	

(注) 公営企業会計 (6会計) については、資金剰余額を記載している。

連結実質赤字額は、一般会計等の実質収支額、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計の実質収支額及び公営企業会計の資金剰余額を加えたものが114億1,065万円となったことから、△114億1,065万円である。

連結実質赤字額を前年度と比較すると3億3,691万円減少しているが、これは主に病院事業の資金剰余額が増加したことによるものである。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、算定対象となる会計が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金が、標準財政規模に占める割合を表す指標で、単年度の実質公債費比率3か年分を平均したものである。

#### ア 実質公債費比率の算定

実質公債費比率（11.8%）の算定式は、次のとおりである。

$$\begin{array}{c}
 \left[ \begin{array}{c} \text{地方債の} \\ \text{元利償還金} \\ a \\ \hline 26,249,506\text{千円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{準元利償還金} \\ b \\ \hline 38,147,306\text{千円} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{特定財源} \\ c \\ \hline 11,237,717\text{千円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{元利償還金・準元利} \\ \text{償還金に係る基準} \\ \text{財政需要額算入額} \\ d \\ \hline 29,543,251\text{千円} \end{array} \right] \\
 \hline
 \begin{array}{c} \text{標準財政規模} \\ e \\ \hline 254,976,902\text{千円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額} \\ d \\ \hline 29,543,251\text{千円} \end{array}
 \end{array}$$

[10.48%]

(単位：%)

実質公債費比率 (3か年平均)	令和2年度	令和元年度	平成30年度
	11.8	10.48	12.58

#### イ 実質公債費比率の前年度比較

実質公債費比率は、表9のとおり11.8%で、前年度と比較すると1.1ポイント改善している。

なお、単年度の実質公債費比率は、10.48%で、前年度と比較すると、2.10ポイント改善している。

表9 実質公債費比率の前年度比較

(単位：%、ポイント)

区 分	令和2年度 A	令和元年度 B	平成30年度	平成29年度	前年度増減 A-B又はC-D
実質公債費比率 (単年度)	10.48	12.58	12.44	13.81	△2.10
令和2年度実質公債費比率 (3か年平均) C	11.8				△1.1
令和元年度実質公債費比率 (3か年平均) D		12.9			

## ウ 単年度の実質公債費比率の算定内訳

単年度の実質公債費比率の算定内訳は、表10のとおりである。

表10 単年度の実質公債費比率の算定内訳

(単位：千円)

区 分		令和2年度	令和元年度	増減額		
分 子	地方債の元利償還金 a	26,249,506	29,648,019	△3,398,513		
	準元利償還金 b	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額	27,186,995	27,030,922	156,073	
		企業債の償還に係る 公営企業会計繰出金	病院事業	1,436,729	1,414,437	22,292
			下水道事業	6,862,179	6,908,999	△46,820
			水道事業	488,692	475,532	13,160
			農業集落排水事業	338,586	326,936	11,650
			地方卸売市場事業	81,811	83,955	△2,144
			動物公園事業	55,023	63,593	△8,570
	公債費に準ずる 債務負担行為	PFI事業によるもの	216,910	937,248	△720,338	
		五省協定によるもの	0	0	0	
		その他	1,480,381	1,853,741	△373,360	
	一時借入金利子	0	0	0		
	小計	38,147,306	39,095,363	△948,057		
特定財源 c	11,237,717	11,423,777	△186,060			
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 d	29,543,251	30,008,279	△465,028			
(a + b) - (c + d)	23,615,844	27,311,326	△3,695,482			
分 母	標準財政規模 e	254,976,902	247,106,654	7,870,248		
	e - d	225,433,651	217,098,375	8,335,276		

分子は、地方債の元利償還金に準元利償還金を加えたものから、特定財源に元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を加えたものを差し引いた236億1,584万円であり、前年度と比較すると36億9,548万円減少しているが、これは主に地方債の元利償還金が減少したことによるものである。

分母は、標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を差し引いた2,254億3,365万円であり、前年度と比較すると83億3,527万円増加しているが、これは主に標準財政規模が増加したことによるものである。

### 用語説明

#### 地方債の元利償還金

一般会計等における地方債の元金と利子の償還に係る経費であり、繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る経費を除いたもの

#### 準元利償還金

地方債の元利償還金に準ずるとみなされる経費で、満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額（市債管理基金積立相当額及び積立不足考慮額）、企業債償還に充てたとみなされる公営企業会計繰出金、公債費に準ずる債務負担行為及び一時借入金利子

#### 特定財源

都市計画事業の財源として発行した地方債の元金や利子の償還に充てた都市計画税及び公営住宅使用料等。

#### 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

地方債の元利償還金やそれに準ずる準元利償還金に係る経費として、地方交付税の算定に用いられた額

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、算定対象となる会計が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模に占める割合を表す指標である。

ア 将来負担比率の算定

将来負担比率（128.8%）の算定式は、次のとおりである。

将来負担比率 [128.8%]	将来負担額 a 1,013,383,517千円	-	充 当 可 能 財 源 等 b 722,975,061千円	=	分 子 A 290,408,456千円
	標準財政規模 c 254,976,902千円	-	元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額 d 29,543,251千円	=	分 母 B 225,433,651千円

イ 将来負担比率の前年度比較

将来負担比率は、表 1 1 のとおり 128.8%で、前年度と比較すると、9.5 ポイント改善している。

表 1 1 将来負担比率の前年度比較

(単位：%、ポイント)

区 分	令和 2 年度	令和元年度	前年度増減
将来負担比率	128.8	138.3	△ 9.5

## ウ 将来負担比率の算定内訳

将来負担比率の算定内訳は、表 1 2 のとおりである。

表 1 2 将来負担比率の算定内訳

(単位：千円)

区 分		令和 2 年度	令和元年度	増 減 額		
分	将来負担額 a	地方債の現在高	819,026,179	809,825,339	9,200,840	
		公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額	12,515,246	9,777,376	2,737,870	
		企業債の償還に係る公営企業会計繰出見込額	124,929,728	128,624,879	△3,695,151	
		退職手当負担見込額	56,519,719	58,361,138	△1,841,419	
		設立法人の負債額等負担見込額	392,645	435,163	△42,518	
		連結実質赤字額	0	0	0	
	小 計		1,013,383,517	1,007,023,895	6,359,622	
子	充当可能基金額	市債管理基金	94,356,520	87,963,121	6,393,399	
		財政調整基金	12,811,069	8,928,997	3,882,072	
		その他基金	15,481,868	13,868,275	1,613,593	
	充当可能財源等 b	充当可能な 特定財源見込額	都市計画税	150,672,466	151,316,194	△643,728
			公営住宅使用料	7,482,963	8,066,176	△583,213
			その他特定財源	2,077,033	437,716	1,639,317
		基準財政需要額算入見込額		440,093,142	436,149,823	3,943,319
	小 計		722,975,061	706,730,302	16,244,759	
A = a - b		290,408,456	300,293,593	△9,885,137		
分母	標準財政規模 c		254,976,902	247,106,654	7,870,248	
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 d		29,543,251	30,008,279	△465,028	
	B = c - d		225,433,651	217,098,375	8,335,276	

分子は、将来負担額から、充当可能財源等を差し引いた 2,904 億 845 万円であり、前年度と比較すると 98 億 8,513 万円減少しているが、これは主に充当可能財源等で充当可能基金額が増加したことによるものである。

分母は、標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を差し引いた 2,254 億 3,365 万円である。

### 用語説明

#### 退職手当負担見込額

職員の全員が当年度末において自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

#### 基準財政需要額算入見込額

地方債の現在高及び公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額等に対して、その償還等に要する経費として普通交付税の算定の際に基準財政需要額に算入されることが将来見込まれる額

## 2 資金不足比率の状況

### (1) 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計6会計ごとの資金の不足額が、各会計の事業規模に占める割合を表す指標である。

#### ア 資金不足比率の算定

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}^*}{\text{事業の規模(営業収益)}}$ <p>※ 資金の不足額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法適用企業 [ (流動負債－控除企業債等) ＋ 算入地方債－ (流動資産－控除財源等) ]</li> <li>・法非適用企業 [ 歳出総額－ (歳入総額－翌年度に繰り越すべき財源) ]</li> </ul>
--

#### (ア) 法適用企業における資金不足比率

法適用企業における資金不足比率は、表13のとおりである。

表13 法適用企業における資金不足比率

(単位：千円、%)

区 分	流動負債	控除企業債等	算入地方債	流動資産	控除財源等	資金の不足額 A=(a-b)+c-(d-e)	事業の規模 (営業収益) B	資金不足 比率 A/B
	a	b	c	d	e			
病院事業	5,528,474	1,941,390	507,366	7,018,019	0	△2,923,569	15,822,590	—
下水道事業	20,243,568	16,900,253	0	4,307,038	0	△963,723	17,490,922	—
水道事業	2,360,463	1,096,501	0	1,408,002	0	△144,040	1,002,115	—

(注) 資金の不足額欄のマイナスは、資金剰余の状況であることを示している。

法適用企業における資金の不足額は、企業ごとに、流動負債から控除企業債等を控除した額に算入地方債現在高を加えた額から、流動資産から控除財源等を控除した額を差し引いたものであり、いずれの企業においても資金剰余の状況で、資金の不足額がないことから、当該比率は発生しない。

#### (イ) 法非適用企業における資金不足比率

法非適用企業における資金不足比率は、表14のとおりである。

表14 法非適用企業における資金不足比率

(単位：千円、%)

区 分	歳出総額	歳入総額	翌年度に繰り越すべき財源	資金の不足額 A=a-(b-c)	事業の規模 (営業収益) B	資金不足 比率 A/B
	a	b	c			
農業集落排水事業	989,429	989,429	0	0	60,603	—
地方卸売市場事業	1,028,298	1,029,147	849	0	472,073	—
動物公園事業	1,587,048	1,587,688	640	0	282,243	—

法非適用企業における資金の不足額は、歳入総額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額を歳出総額から差し引いたものであり、いずれの企業においても収支均衡の状況で、資金の不足額がないことから、当該比率は発生しない。

## イ 資金剰余額の前年度比較

資金剰余額を前年度と比較すると、表15のとおりである。

表15 資金剰余額の前年度比較

(単位：千円)

区 分		令和2年度	令和元年度	増 減 額
法 適 用	病 院 事 業	2,923,569	1,563,479	1,360,090
	下 水 道 事 業	963,723	1,797,378	△833,655
	水 道 事 業	144,040	137,899	6,141
法 非 適 用	農 業 集 落 排 水 事 業	0	0	0
	地 方 卸 売 市 場 事 業	0	0	0
	動 物 公 園 事 業	0	0	0

法適用企業における資金剰余額を前年度と比較すると、病院事業で13億6,009万円、水道事業で614万円それぞれ増加しているものの、下水道事業で8億3,365万円減少している。

法非適用企業における資金剰余額は、前年度と同様に収支均衡の状況であるため、増減はない。

### 用語説明

#### 法適用企業会計

地方公営企業法第2条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する企業に係る特別会計

#### 法非適用企業会計

地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外の特別会計

#### 控除企業債等

次の額を合計したもの

- (1) 貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で、建設改良費等に充てるためのものの額（控除企業債等）
- (2) 貸借対照表に計上されている一時借入金及び未払金のうち、建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために翌年度において地方債を起すこととしているもの又は他の会計からの長期借入金によることとしているものの額（控除未払金等）
- (3) 連結実質赤字比率の算定上、現金会計である一般会計又は法非適用会計等との間で生じる重複額（控除額）

#### 算入地方債

建設改良費・準建設改良費（地方債に関する省令第12条及び附則第8条に規定するもの）以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の残高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額

#### 控除財源等

次の額を合計したもの

- (1) 算定対象年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、翌年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、算定対象年度に収入された部分に相当する額（控除財源）
- (2) 連結実質赤字比率の算定上、現金会計である一般会計又は法非適用会計等との間で生じる重複額（控除額）